

市 振 第 3304 号
令和 3 年 12 月 2 日

関係市町人事担当部長 } 様
各一部事務組合等人事担当部長 }

兵庫県企画県民部企画財政局市町振興課長

職員の勤務条件等の適正化について（依頼）

各団体におかれては、日頃から職員の適正な勤務条件等の確保について、ご尽力いただいていることと存じます。

しかしながら、各種調査や職員団体からの情報提供により、一部の団体において、法定の勤務条件等を満たしていない取扱いが報告、指摘されているところです。

については、違法のおそれがある勤務条件等を別紙のとおり更新しましたので、各団体において事業場単位の点検等を実施していただき、不適正な取扱いがある場合には、早期に是正措置を講じるとともに、令和 4 年 1 月 14 日（金）までに別添様式にて各団体の対応方針をご報告願います。

なお、本通知は地方自治法第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものであるとともに、別紙 1（2）（3）、2、3 については厚生労働省兵庫労働局と調整したものであり、報告内容は厚生労働省兵庫労働局と共有しますのでご承知おきください。